

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

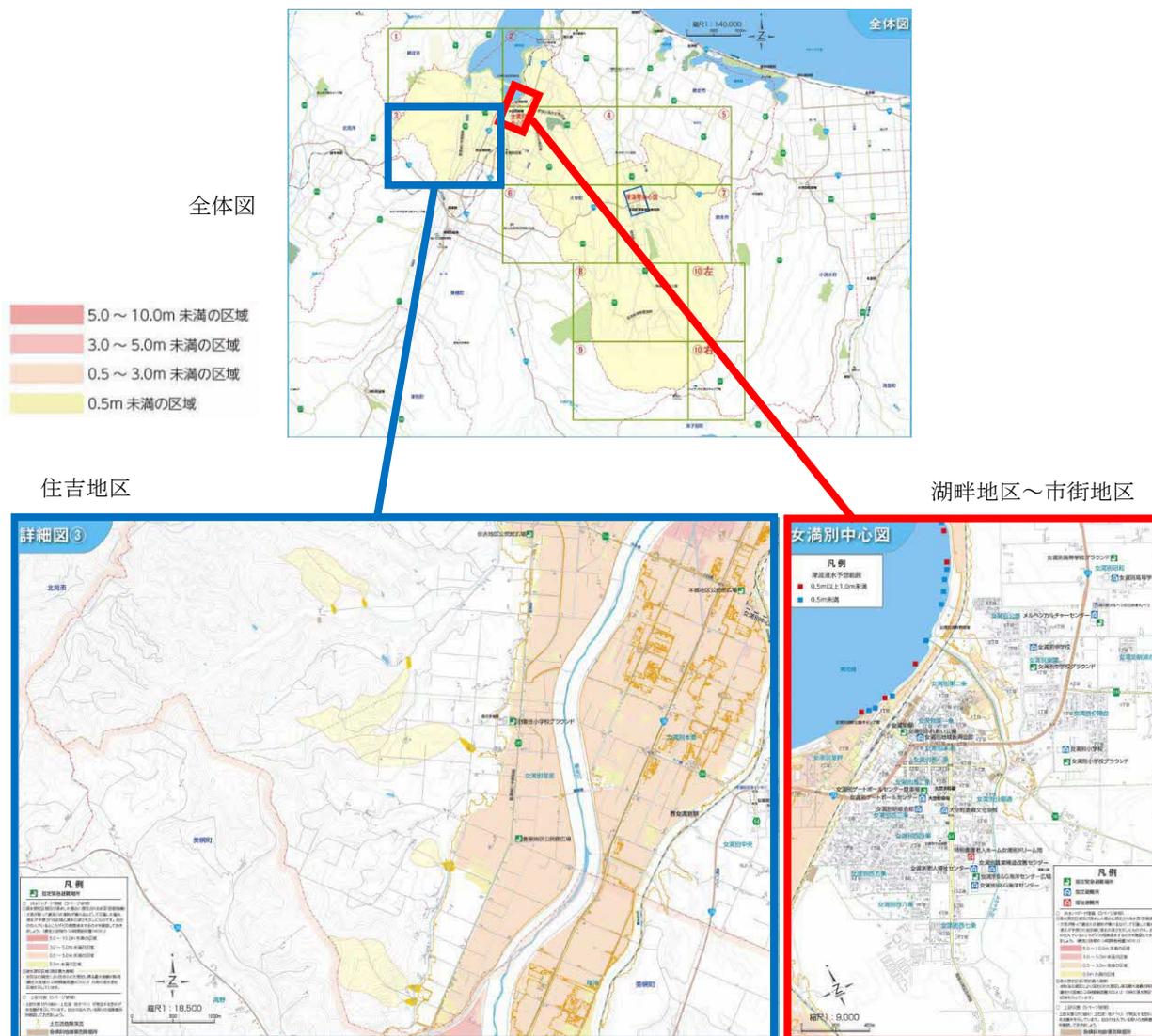
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：大空町防災マップ)

大空町には網走湖に面している湖畔地区と一級河川網走川が流れている住吉地区があり、大空町防災マップによると、それぞれが氾濫した場合の浸水想定区域は最大で0.5～3mの浸水域とされており、河川と湖に面している地区の浸水被害が想定されている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
湖畔地区	0.5m～3.0m 未満	3
住吉地区	0.5m～3.0m 未満	2



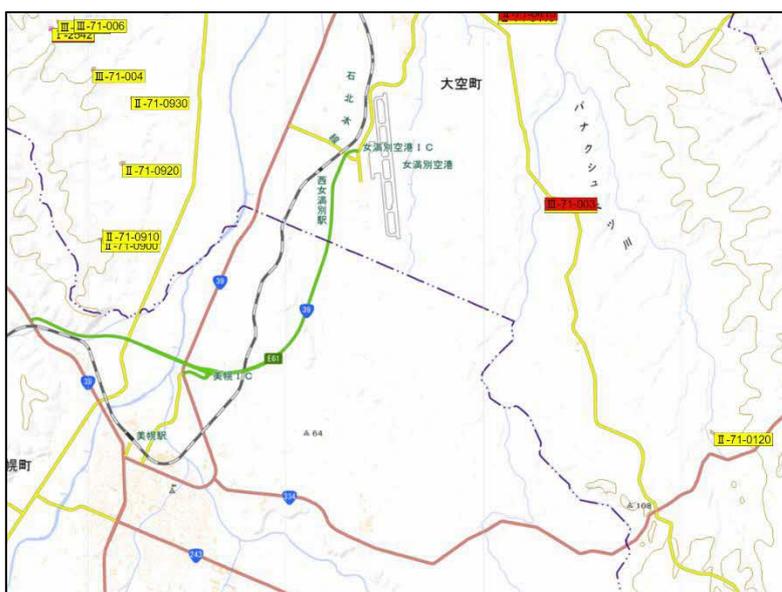
出典：大空町防災マップ

(土砂災害：大空町防災マップ)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、JR 女満別駅付近と女満別市街地の数カ所を含む 14 箇所が急傾斜地崩壊危険箇所に指定されているが、指定の地域内に小規模事業者はない。

しかし、大空町地域防災計画内の土砂災害予防計画では重要警戒区域が 2 箇所設定されており、うち 1 箇所は女満別地区の中心市街地（栄町地区）において土地陥没による影響を受ける可能性がある。地域内にはサービス業・小売業をはじめとした小規模事業者が 43 者あり、対策が必要とされている。

【土砂災害警戒区域等の指定状況および基礎調査結果】



マーカーの凡例
 黄：警戒区域（指定済）
 赤：特別警戒区域（指定済）

出典：北海道土砂災害警戒情報システム

〈土砂災害予防計画 重要警戒区域〉

地区名	災害の要因	面積	摘要
東藻琴 上東	地すべり	12,000 m ²	-
女満別 栄町	土地陥没	150,000 m ²	旧軍用防空壕が設けられた地区であり、今後も陥没の危険が大きい

出典：大空町地域防災計画

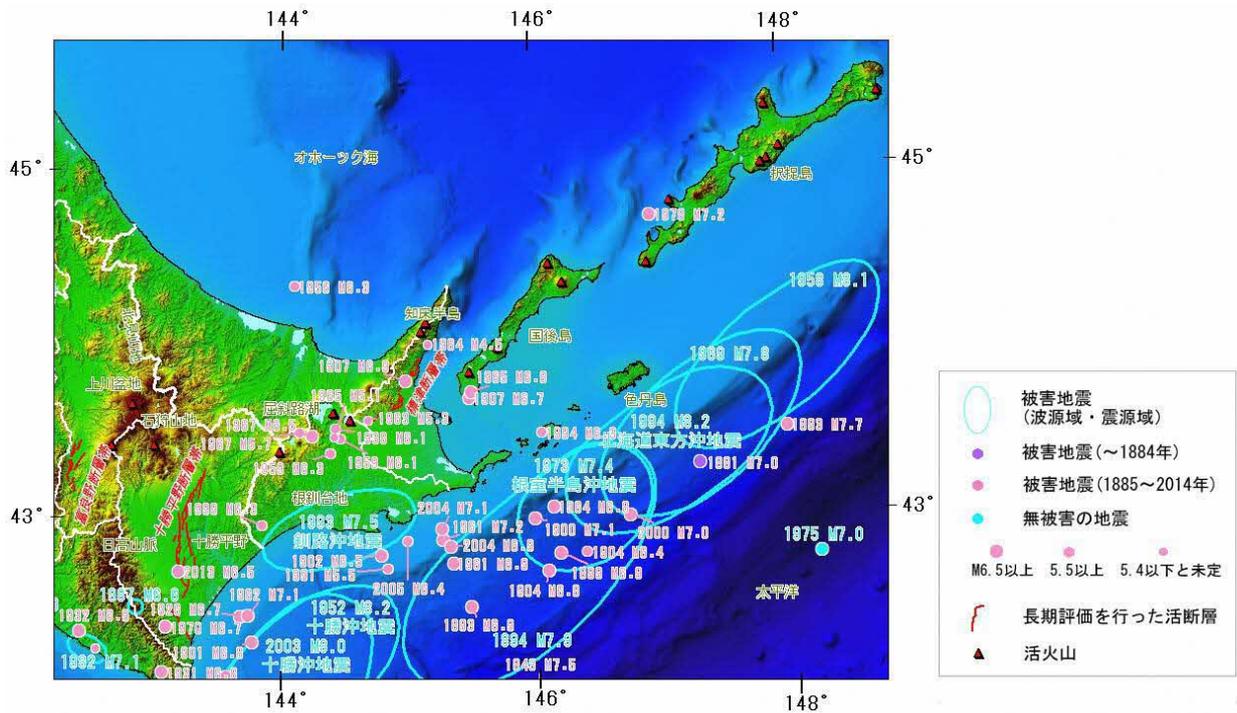
(地震：大空町地域防災計画〈地震津波対策編〉)

大空町に影響を及ぼす可能性のある地震は、過去の地震及び地震予知研究ならびに地震調査研究推進本部等のデータから、太平洋側では、北海道東部及び日高中部、内陸では、釧路北部など広範囲で考えられている。

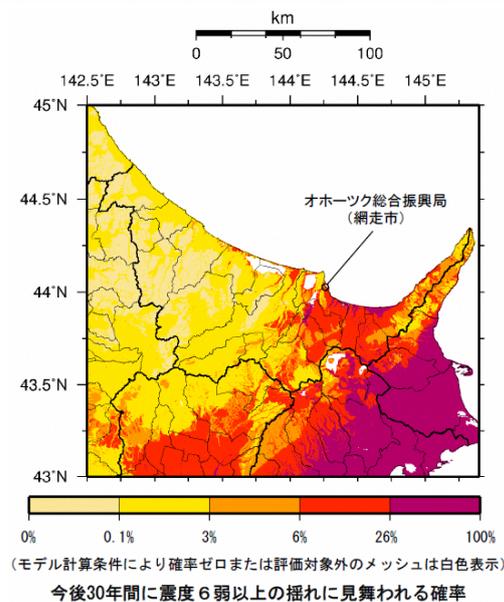
大空町地域防災計画によるとオホーツク海沿岸地域では、過去、大きな地震や津波による被害の記録はないが、網走沖を想定震源とする地震により、女満別地区の網走湖沿岸への津波が予測されている。

近年においては胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内全域で電力が完全に復旧するまで24時間以上を要し、影響で関係事業者の売上は減少した。

北海道東部とその周辺の主な被害地震



出典：地震調査研究推進本部



出典：地震調査研究推進本部

(モデル計算条件により確率ゼロまたは評価対象外のメッシュは白色表示)
今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率

大空町における地震の想定

海溝型地震	千島海溝南部・日本海溝北部	プレート間地震は、三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖及び択捉島沖の各領域で発生される地震に区分され、いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。
	500年間隔地震	根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。
	日本海東縁部	日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。
	プレート内のやや深い地震	陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M8.2の地震等がある。
内陸型地震(活断層帯)	北海道地域防災計画地震・津波防災計画編で評価を発表している北海道に被害を及ぼす活断層のうち、大空町への影響を及ぼす地震としては、標津断層帯地震が考えられる。 標津断層帯 断層の長さ 56km 断層面の幅 18km	
網走・紋別沖を震源とする地震	オホーツク海の網走沖及び紋別沖には海底活断層が知られている。網走沖の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約73km、東傾斜の逆断層と推定され、大空町への影響を及ぼす地震震源である。一方、紋別沖は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約80kmで同じく東傾斜の逆断層と考えられる。	

出典：大空町地域防災計画〈地震津波対策編〉

北海道東部地域および周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震

地震		マグニチュード	地震発生確率(30年以内)
海溝型地震	十勝沖	8.0～8.6程度	10%程度
	根室沖	7.8～8.5程度	80%程度
内陸活断層地震	標津断層帯	7.7程度以上	不明
	十勝平野断層帯(主部)	8.0程度	0.1%～0.2%

出典：地震調査研究推進本部

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。冬季における暴風雪の被害もあり、自衛隊の派遣要請を行っている。

なお、当町の気候環境は春先から夏にかけオホーツク海高気圧が停滞すると、連日冷たい北寄りの風が吹き、気温の低い日が続くため冷害に見舞われることがある。しかし、太平洋高気圧が北海道を覆うようになると一気に盛夏となり、連日最高気温が 30℃を越すことも珍しくない。

また、春先から初夏にかけ「フェーン現象」が発生すると空気が乾燥し、山火事や一般火災の起きやすい気象状態となる。

降雪は 11 月中旬に始まり、12 月中旬には根雪となり、融雪は 4 月中旬までと遅いが、一般に降雪量は少ない。

冬期の気象は比較的晴れの日が多く、放射冷却減少のため最低気温が -20℃以下になることがある。

災害記録（女満別地区）

年 月	災害の種類	災 害 の 概 要
平成 13 年 9 月	大 雨	大雨により網走湖の水位上昇
平成 16 年 1 月 9 月	大 雪 強 風	発達した低気圧による大雪 排雪のため自衛隊派遣要請 台風 18 号による暴風により建物、倒木被害
平成 18 年 10 月	大 雨	大雨により網走川、網走湖増水
平成 25 年 3 月	暴 風 雪	発達した低気圧による暴風雪 国道 39 号(本郷～湖南)に約 300 台の車両が立ち往生 救出のため自衛隊派遣要請
平成 27 年 10 月	大 雨	台風 23 号から変わった低気圧による大雨により被害 (8 日雨量 183 mm)、床下浸水 3 件 女満別川湖南地区で堤防決壊 サラカオーマキン川住吉地区で堤防決壊
平成 28 年 8 月	大 雨	台風 7 号・11 号による大雨により被害 (14 日から 21 日までの雨量 280.5 mm)

災害記録（東藻琴地区）

年 月	災害の種類	災 害 の 概 要
平成 13 年 9 月	大 雨	発達した低気圧による大雨被害、藻琴山地域雨量観測所 所で 234mm (9 日～13 日) の雨量
平成 16 年 1 月 9 月	大 雪 強 風	発達した低気圧による大雪 台風 18 号による暴風により、建物、倒木被害
平成 18 年 10 月	大 雨	大雨により被害、藻琴山地域雨量観測所で 279 mm (7 日～9 日) の雨量
平成 27 年 10 月	大 雨	台風 23 号から変わった低気圧による大雨により被害 (8 日雨量 169.5 mm)
平成 28 年 8 月	大 雨	台風 7 号・11 号による大雨により被害 (14 日から 21 日までの雨量 248 mm)

※雨量は女満別航空気象観測所及び東藻琴地域雨量観測所のデータを参照

出典：大空町地域防災計画

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 218人（独自データ）
- ・小規模事業者数 189人（独自データ）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	41	34	町内に広く分布
	製造業	17	12	〃
	卸売業	5	5	市街地に集中
	小売業	50	41	〃
	飲食業	35	34	〃
サービス業・その他		70	63	〃

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
大空町防災会議条例	H18.3	町村合併後の制定
大空町地域防災計画	H20.3	〃
大空町防災マップ発行	H29.3	
防災訓練の実施	H30.9	避難訓練、防災講話、炊き出し訓練等
	R1.9	避難訓練、炊き出し訓練、講話、被災等パネル展等
	R2.10	避難所開設準備、避難所開設・避難者受付訓練
防災備品の備蓄	—	備蓄食料（米120kg）、毛布460枚、非常用電源・暖房用燃料120ℓ等
大空町強靱化計画の策定	R2.10	

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
事業継続力強化計画について周知	R1.12	広報誌配布 160件
防災対策について対応	R3.10	避難訓練・防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認
火災共済の加入推進	随時	制度説明
損害保険への加入促進	随時	制度説明
リスクマネジメント資料配布	随時	窓口にて対応

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
（予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等）

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	41	34	2	2	2	2	2
製造業	17	12	1	1	1	1	1
卸売業	5	5	1	1	1	1	1
小売業	50	41	4	4	4	4	4
飲食業	35	34	2	2	2	2	2
サービス業・その他	70	63	3	3	3	3	3
合計	218	189	13	13	13	13	13

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

大空町	大空町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	41	34	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製造業	17	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売業	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小売業	50	41	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
飲食業	35	34	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
サービス業・その他	70	63	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	218	189	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

- ・町、商工会並びに網走信用金庫等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	地域振興会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	大空町産業課商工グループ

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・大空町災害対策本部の方針に従い、当町総務課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

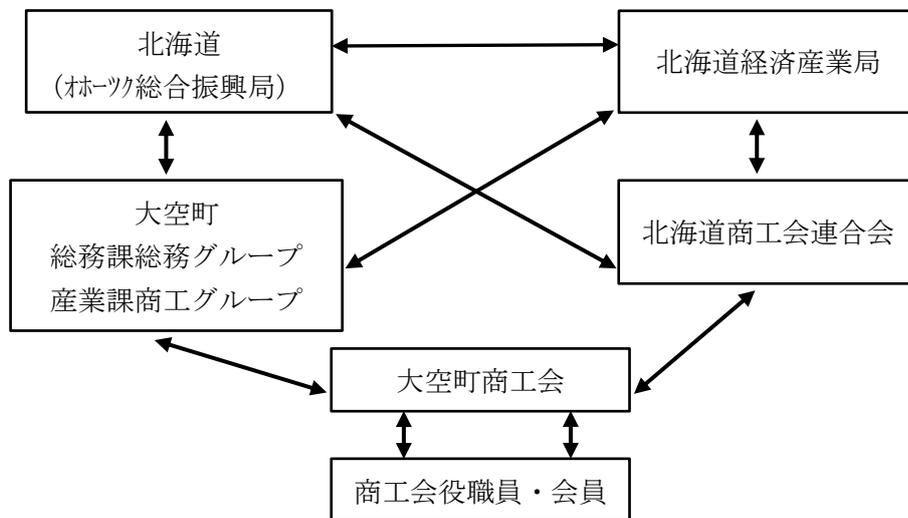
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、オホーツク総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

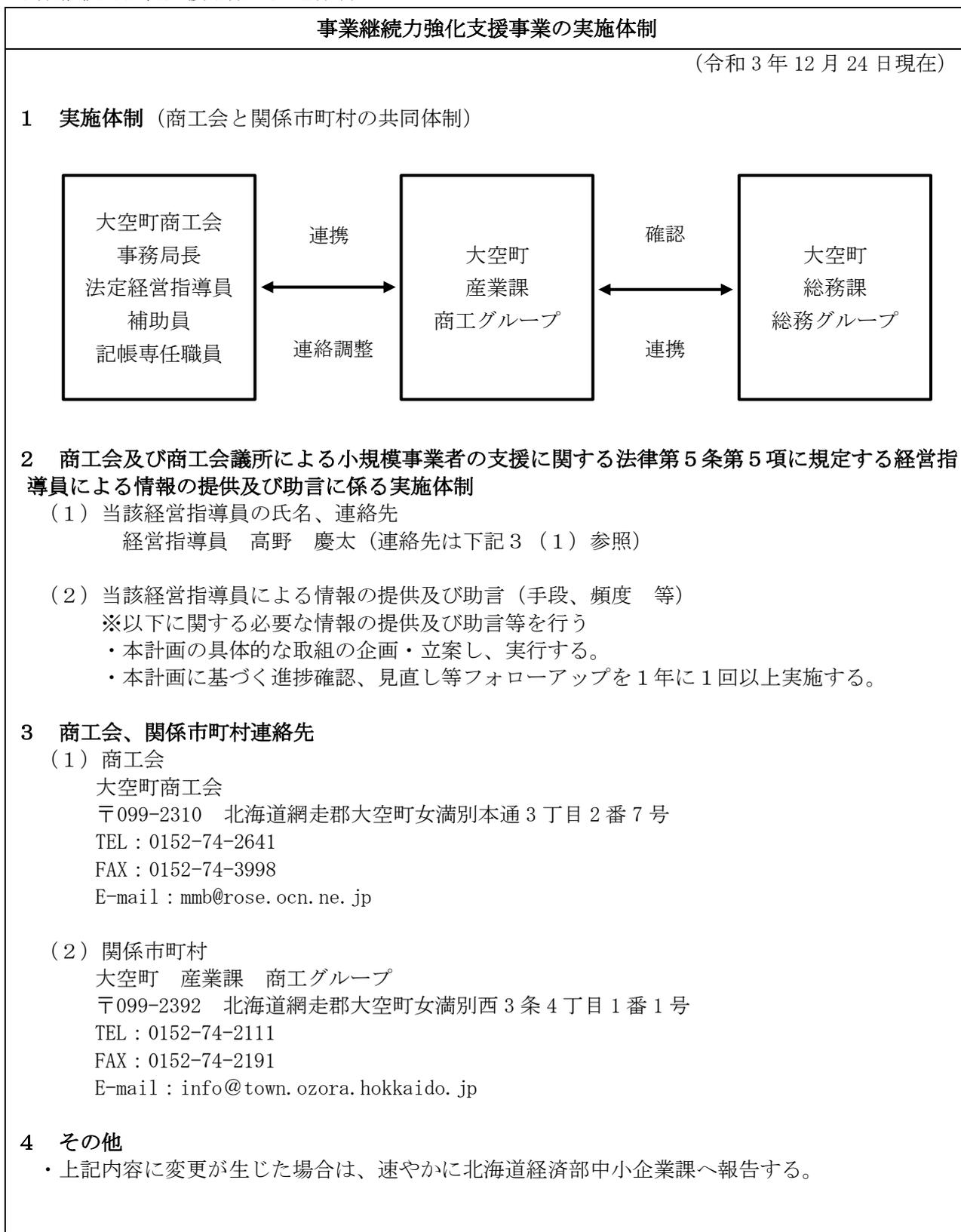
- ・大空町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、大空町・大空町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、大空町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。